

ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議 設置要綱

(目 的)

第1条 千葉県内の健康・医療分野への新規参入に取り組む中小企業や、自社技術の更なる高度化や医工連携に取り組む医療機器メーカー・部材供給企業等（以下「ものづくり中小企業」という。）に対し、効果的な施策を展開するとともに、より一層の支援を図るため、「ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(事 業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高い技術力を有し、参入意欲のあるものづくり中小企業の発掘及び中小医療機器メーカーや医療部品・部材供給企業の技術情報等の収集・整理
- (2) 医療現場及び医療機器メーカー等のニーズ収集
- (3) ものづくり中小企業への医療現場及び医療機器メーカー等のニーズの橋渡しと個別マッチング
- (4) ものづくり中小企業が取り組む新商品・新サービスの企画・開発から商品化・事業化に至るまでの各段階に応じた相談・助言及び連携先のコーディネート
- (5) 国・県等の支援策や薬事に関する情報提供及び支援策活用に向けたアドバイス
- (6) 医療機器開発に必要な知識習得のためのセミナーや、医療現場のニーズ把握のための見学会等の企画
- (7) その他、推進会議の目的の達成に資する事業

(機 関)

第3条 推進会議は、前条の事業を主体的に進めるため、別表1に掲げる機関をもって構成する。

2 専門的見地から助言を行う、アドバイザーを設置することができる。

3 前条の事業を推進するため、医工連携推進に資する機関（「協力機関」という。）と連携することができる。

(庶 務)

第4条 推進会議の庶務は、千葉県商工労働部産業振興課において行う。

(守秘義務)

第5条 推進会議において、知り得た企業情報等守秘事項について、守秘義務があるものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日より施行する。

別表1

構 成 機 関	備 考
千葉県	
公益財団法人 千葉県産業振興センター	